

平成 2 9 年

寒河江市農業委員会第 4 回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会
第4回総会

日 時 平成29年4月25日（火）午前9時00分
会 場 寒河江市役所1階 議会会議室

出席委員

1番 加藤友康	2番 菊地ひとみ	3番 土田彦雄
4番 猪倉通文	5番 黒田祐一	6番 影沢政俊
7番 土屋喜久夫	8番 菊地弘美	9番 石山邦一
10番 大泉邦彦	11番 眞木早百合	12番 相原 稔
13番 小野義和	14番 佐藤義和	15番 奥山眞治
16番 菅井孝一	17番 鈴木久一	18番 柏倉吉美
19番 渡辺 宏	20番 木村三紀	

事務局

事務局長補佐	佐藤利美	総務主査	佐藤陽一
総務係長	高子英晴	農地主査(兼)農地係長	日下部靖広
農地係主事	国井茂伸		

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 農地の現況変更について
- (3) 工事進捗状況報告書について

議事

- (1) 議第15号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第17号 農用地利用集積計画書の審議について

開会 午前 9時06分

木村議長 それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第4回総会を開催いたします。よろしく申し上げます。

 まず、総会の成立についてですが、本日の出席者は総員数20名中出席委員20名で在任委員の全員が出席しておりますので総会は成立いたします。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例により議長に一任いただけますでしょうか。

 （「異議なし」の声あり）

木村議長 それでは、6番・影沢政俊委員、8番・菊地弘美委員にお願いします。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、高子係長にお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局からありましたらお願いします。事務局。

 （報告事項朗読）

木村議長 ただいまの報告について、何か質問はありませんか。

 （「なし」の声あり）

木村議長 ないようですので、ほかに事務局からありますか。

 （「特にありません」の声あり）

木村議長 それでは、早速、議事に入ります。

木村議長 議第15号から農地法関連の議案について上程します。

（1）議第15号「農地法第3条の規定による許可処分について」

（2）議第16号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」

（3）議第17号「農用地利用集積計画書の審議について」

以上、議第15号から議第17号まで一括上程します。

次に、議事参与の制限についてですが、議第17号「農用地利用集積計画書の審議について」、7番・土屋喜久夫委員、14番・佐藤義広委員が関係委員となっております。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。渡辺会長職務代理人、よろしくお願ひします。

渡辺委員 はい、議長。19番渡辺です。

それでは、去る4月20日に開催されました事前審査会の報告を行いたいと思います。

事前審査会では、今回の総会にかかわる案件について、各地区担当委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として、農地法第3条の新規就農案件1件を実施し、審査いたしました。

議第15号農地法第3条の規定による許可処分について、順位19番、所有権移転、新規就農の案件であります。場所は、西根上川原の畑です。「新規就農希望者の農地に係る申し合わせ」に基づき、取得農地の利用計画書・営農計画書等の書類を提出してもらっております。取得農地の利用計画書・営農計画書によりますと、新規就農を希望する譲受人は本楯

に在住の62歳の男性であります。農業を営もうとする理由
でありますが、営農計画書によりますと、以前から退職後は
農業従事者になり、できれば自作地を取得いたしましてとの
ことで、タマネギを栽培していく予定とのことであります。
同居する長男にも経験を積ませまして引き継いでいくとのこ
とでありますので、別に問題はないと判断してまいりました。

その他申請されました案件については、全て異議なしとさ
れたところであります。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いい
たしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

以上であります。

木村議長

ご苦労さまでした。

それでは、ただいまより地区審査に入ります。

審査時間については30分程度としまして、9時45分ま
でとします。

それでは地区審査の間、暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時13分

再開 午前 9時44分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第15号「農地法第3条の規定による許可処分
について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、
地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、黒田祐一委員をお願いします。

黒田委員

はい、議長。5番、黒田です。

農地法第3条の規定による許可処分について、6ページを

ごらんください。

(議案書順位 17 番朗読)

この件につきましては、4月16日に土屋委員と現地を確認してまいりました。申請書によれば、譲受人はその後も農地として活用する内容であり、そのとおりであれば周辺に影響はないと考えられます。

(議案書順位 18 番朗読)

この件につきまして、16日に土屋委員と現地を確認してまいりました。申請によりますと、借人は引き続き畑、主に里芋等を栽培するという計画であり、そのとおりであれば何ら問題ないと判断したところです。

(議案書順位 19 番朗読)

この件につきましては、20日に事前審査会で現地を確認してまいりました。申請内容によりますと、譲受人の■■■■さんはこの地に野菜、主にタマネギ等を栽培して活用したいという内容であり、現地はしばらく耕作されていない遊休農地でありましたけれども、そこの有効利用を図るということで、申請内容どおりであれば問題ないと判断したところです。

いずれも、各地区審査では異議ございませんでした。

以上でございます。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、影沢政俊委員お願いします。

影沢委員

はい、議長。6番、影沢です。

(議案書順位20番朗読)

この件について、4月16日に猪倉委員と現地を確認してまいりました。場所は醍醐支所の斜め向かいで、昨年までは耕作放棄地みたいになっておりました。その隣のすけれども、この前、醍醐地区まちづくり景観協議会でハスを植えており、引き続きそこにハスを植えるという予定であるそうでもありますので、計画どおりであれば問題ないと判断してまいりました。また、地区審査でも異議ございませんでした。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、白岩地区、眞木早百合委員、お願いします。

眞木委員

はい、議長。11番、眞木です。

(議案書順位21番朗読)

順位21番について、4月14日、木村会長と菊池ひとみ委員と現地を確認してきました。譲受人は意欲的に農業に取り組んでおり、引き続き水稻を作付するもので、周辺農地への影響はないと思われまます。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（農地主査） 順位 1 7 番から順位 2 1 番は農地法第 3 条調査書に基づく調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第 1 5 号「農地法第 3 条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第 1 5 号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第 1 6 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、黒田祐一委員をお願いします。

黒田委員

はい、議長。5 番、黒田です。

（議案書順位 1 3 番朗読）

この件につきまして、16日、土屋委員と現地を確認してまいりました。場所は仲谷地のちょうど大久保薬局の筋向い、現在駐車場として使用している隣の畑でございます。周りは既に空き地か宅地となっており、このまま申請、転用しましても周りの農地には影響がないと判断したところです。地区審査でも異議ございませんでした。

(議案書順位14番朗読)

この件につきまして、16日、土屋委員と現地を確認してまいりました。現地は園芸試験場の道路を挟んだ西側になっておりまして、周りは宅地化が進んでおります。この申請内容どおりであればその他周辺の農地には影響がないと判断したところです。地区審査でも異議ございませんでした。

報告を終わります。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(農地主査)

はい、議長。

順位13番は、駐車場用敷地となっております。申請地は都市計画区域内の用途地域で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、問題はないと考えます。

順位14番は、住宅建築用敷地への転用となっております。申請地は住宅等が立ち並びつつある場所にある小規模な農地で、第2種農地と判断します。第2種農地は原則不許可ですが、申請人はほかに住宅を建築する土地もないことから、許可相当と判断します。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決いたします。

議第16号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第17号「農用地利用集積計画書の審議について」、7番・土屋喜久夫委員、14番・佐藤義広委員が関係委員となっておりますので、関係委員は退席をお願いします。

(土屋喜久夫委員、佐藤義広委員、退席)

木村議長

それでは、地区担当委員より議案の朗読と地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、黒田祐一委員をお願いします。

黒田委員

はい、議長。5番、黒田です。

議第17号「農用地利用集積計画書の審議について」、11ページをごらんください。

(議案書朗読)

いずれも認定農業者並びに中核農家ということで、問題はないと考えます。地区審査でも異議ございませんでした。
報告を終わります。

木村議長

ありがとうございました。
続いて、西根・三泉地区、菊地弘美委員、お願いします。

菊地(弘)委員

はい、議長。8番、菊地です。

(議案書朗読)

いずれも認定農家または中核農家であり、地区審査でも異議はございませんでした。
以上です。

木村議長

ありがとうございました。
続いて、柴橋地区、奥山眞治委員、お願いします。

奥山委員

はい、議長。15番、奥山です。
12ページをごらんください。

(議案書朗読)

いずれも中核農家、認定農家であり、地区審査では異議ございませんでした。
以上、報告を終わります。

木村議長 ありがとうございます。
 続いて、高松・醍醐地区、影沢政俊委員お願いします。

影沢委員 6番、影沢です。
 12ページをお願いします。

 (議案書朗読)

 いずれも中核農家、認定農家であり、地区審査でも異議ございませんでした。

木村議長 ご苦労さまでした。
 続きまして、白岩地区、眞木早百合委員、お願いします。

眞木委員 はい、議長。11番、眞木です。
 11ページをごらんください。

 (議案書朗読)

 いずれも中核農家であり、地区審査でも異議ありませんでした。
 以上です。

木村議長 ご苦労さまでした。
 続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（農地主査） いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
 以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第17号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第17号は原案のとおり決定いたしました。議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

(土屋喜久夫委員、佐藤義広委員、入室)

木村議長

関係委員に申し上げます。議第17号は原案のとおり決定したことを報告します。

木村議長

これで本日上程された議案については全て議決されました。以上をもちまして本日の総会を終了いたします。大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時09分

平成29年4月25日

第4回総会 議長.....

議事録署名委員 6番委員.....

議事録署名委員 8番委員.....